

## 道路運送法施行規則の一部を改正する省令について

### 1. 背景

道路運送法（昭和26年法律第183号）においては、①バス・タクシー事業によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることについて、地域の関係者が合意しており、②運転者の確保、運行管理及び整備管理の体制の整備等の必要な措置を講ずると認められる場合、自家用有償旅客運送を行うことを認めているところ。

今般、自家用有償旅客運送に係る一部の事務・権限が、当該事務・権限の移譲を希望する都道府県又は市町村の長に移譲されることとなったため、これを契機として、意欲のある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することができるよう、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）について所要の改正を行った。

### 2. 改正概要

#### (1) 自家用有償旅客運送の実施主体の追加（第48条関係）

自家用有償旅客運送の実施主体については法人格のある非営利団体に限定しているが、地域等によっては、実施主体になろうとする者が要件を満たすことが困難な場合も存在する状況に鑑み、営利を目的としない「権利能力なき社団」についても実施主体として認めるよう改める。

#### (2) 自家用有償旅客運送の旅客の範囲の拡大（第49条関係）

自家用有償旅客運送については、その旅客の対象を地域住民又は実施主体が作成する旅客の名簿に記載された者に限定しているところ。

少子高齢化のさらなる進展や観光などを通じた地域振興ニーズの高まりなど、自家用有償旅客運送を取り巻く地域社会の状況の変化に的確に対応できるようにするため、地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを市町村長が認めた場合には、地域外からの訪問者等も運送できることとするよう改める。

#### (3) 自家用有償旅客運送の種別の名称の変更（第49条関係）

「過疎地有償運送」の名称について、都市部等においても当該運送を必要とする地域がある実態を踏まえ、「公共交通空白地有償運送」に名称を改める。

### 3. スケジュール

公 布： 平成27年3月31日

施 行： 平成27年4月1日